

## ◆はるにれ団地地区計画について

市では「はるにれ団地」を緑豊かでゆとりある良好な住宅地とするため、住宅の建築等にルール（地区計画）を定めました。（平成10年12月1日告示・都市計画法に基づく）

このルールは、外壁の位置や色彩・柵の建設などに最小限の規制を設け、当団地の個々の住宅が調和のとれた安全なものであることにより、団地全体が快適で住み良い住宅地として整備されることを目的とするものです。

皆様には、主旨をご理解いただき、魅力ある住宅団地の実現に向け、ご協力をお願いいたします。

### <届出について>

はるにれ団地内において、次の行為をする場合、届出が必要となります。工事に着手する30日前までに届出をお願いします。

#### ◎届出の必要な行為

- ①土地の区画の形の変更
  - ・建築敷地の変更な盛土・切土など土地の造成を行う場合
- ②建築物の建築
  - ・住宅等の新築・増築・改築・移転等を行う場合
- ③工作物の建設
  - ・看板の設置や道路に面した塀又はフェンス等の建設を行う場合
- ④建築物の用途の変更
  - ・専用住宅を店舗併用住宅にするなど建物の用途を変更する場合
- ⑤建築物等の形や色の変更
  - ・屋根や外壁の色を変更する場合
  - ・屋根の形や壁面の位置を変更する場合

#### ◎届出の方法

届出書に必要事項を記載し、添付図書を提出してください。記載方法については、申請書記載例を参考にしてください。

- ①届出の書類
  - ・「地区計画の区域内における行為の届出書」および添付図書・・・2部
- ②届出期限（※変更の場合も同様です。）
  - ・工事（着手）の30日前まで

#### ◎届出に必要な図書

届出には、次の図面を添付してください。

①土地の区画の形・高さの変更を行う場合

- ・区画の形がわかる縮尺1/100程度の設計図

②建築物の建築、塀・看板等の建設を行う場合

- ・建築（工作物）確認申請を伴うものは、これに使用する設計図等。これ以外のものは、構造が表示されたもの
- ・塀またはフェンス等の設置をする場合は、「塀を築造する際の添付図」に必要な事項を記入する。または構造が表示されたもの

③建築物の用途の変更などを行う場合

- ・建築確認申請を伴うものは、これに使用する設計図等

④建築物又は工作物の形や色の変更を行う場合

- ・建築確認申請を伴うものは、これに使用する設計図等。これ以外のものは、変更の内容がわかる図面（色票番号明記）

◎届出から工事着手まで

